

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○北海道税条例の一部を改正する条例…………… (税務課) 1

条 例

北海道税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第67号

北海道税条例の一部を改正する条例

北海道税条例(昭和25年北海道条例第56号)の一部を次のように改正する。

第28条の5の見出し及び第28条の6の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改める。

第38条の2第1項中「第21条の6」を「第21条の7」に改める。

第39条第1項中「第3項」を「第4項」に改め、同条第2項中「電気供給業」の次に「(小売電気事業等(法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業等をいう。次項において同じ。)及び発電事業等(同号に規定する発電事業等をいう。同項において同じ。))を除く。」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗じて得た金額

イ 各事業年度の付加価値額に100分の0.37を乗じて得た金額

ウ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.15を乗じて得た金額

(2) 法第72条の2第1項第3号ロに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗じて得た金額

イ 各事業年度の所得に100分の1.85を乗じて得た金額

第41条第1項の表中「所得割(法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人にあっては、付加価値割、資本割及び所得割とする。)又は収入割」を「所得割等(法第72条の25第1項に規定する所得割等をいう。)又は収入割等(同項に規定する収入割等をいう。)」に改める。

第45条の2の4中第2項を次のように改める。

2 前項(第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、法第74条の10第1項又は第3項の規定による申告書に前項(第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、総務省令で定めるところにより当該製造たばこの売渡し又は消費等が同項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足る書類を保存している場合に限り、適用する。

第45条の2の4中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項(第3号又は第4号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同項第3号又は第4号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、総務省令で定めるところにより、当該製造たばこの売渡し又は消費等が同項第3号又は第4号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足る書類を知事に提出している場合に限り、適用する。

第45条の2の6第1項中「第45条の2の4第2項」を「第45条の2の4第3項」に改める。

第46条の2中「から第3号まで」を「又は第2号」に、「第4号」を「第3号」に改め、第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第63条の3第1項第1号ア(イ)及びイ(イ)並びに第2号ア(イ)及びイ(イ)、第2項第1号イ(イ)及び第2号イ(イ)並びに第4項の表中「平成32年度基準エネルギー消費効率」を「令和2年度基準エネルギー消費効率」に改める。

附則第6条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に改める。

附則第6条の5第1項中「令和2年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「行った」を「行う」に、「100分の2.9」を「100分の5.7」に改め、同条第3項中「令和2年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「100分の2.9」を「100分

の5.7」に改める。

附則第7条中「同条第3項第2号」を「同条第4項第2号」に改める。

附則第7条の2第1項中「令和2年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「100分の10」を「100分の20」に改める。

附則第7条の2の5中「令和2年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附則第8条の2から第8条の2の5までを次のように改める。

(ゴルフ場利用税の非課税の手続)

第8条の2 ゴルフ場利用税について法附則第12条の2の規定の適用を受けようとする者は、当該ゴルフ場の利用が同条に規定するゴルフ場の利用に該当することについて、その旨を記載した書面及びその該当することについて同条に規定する国際競技大会のゴルフ競技の準備及び運営を行う者の発行する証明書をもって証明しなければならない。

2 前項の規定による証明は、同項の書面及び証明書を当該ゴルフ場の経営者に提出することにより行わなければならない。ただし、同項の書面の提出について、知事が認める場合は、この限りでない。

第8条の2の2から第8条の2の5まで 削除

附則第8条の2の7第1項第5号中「又は装置」を削る。

附則第8条の4第3項第4号及び第5号並びに第4項各号中「平成32年度基準エネルギー消費効率」を「令和2年度基準エネルギー消費効率」に改める。

附則第9条の5第4項中「令和2年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附則第10条の2第1項中「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和5年度」に、「第31条の2第2項第12号」を「第31条の2第2項第13号」に改め、同条第4項中「第31条の2第2項第12号」を「第31条の2第2項第13号」に、「同項第12号」を「同項第13号」に改め、同条第5項中「第31条の2第2項第12号」を「第31条の2第2項第13号」に改める。

附則第12条の2の3第3項中「前年12月31日」の次に「又は令和5年12月31日のいずれか早い日」を加える。

附則第12条の4第1項中「第31条の2第2項第12号」を「第31条の2第2項第13号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の道民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の道民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の道民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第6条の5第1項及び第3項の規定（同条第1項に規定する特定寄附金に係る部分に限る。）は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の道民税及び施行日以後に終了する連結事業年度分の法人の道民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の道民税及び施行日前に終了した連結事業年度分の法人の道民税については、なお従前の例による。

4 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第7条の2第1項の規定（同項に規定する特定寄附金に係る部分に限る。）は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

6 新条例第46条の2の規定は、施行日以後のゴルフ場の利用に対して課すべきゴルフ場利用税について適用し、施行日前のゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税については、なお従前の例による。